

人権特別基金の設置、管理及び支出に関する規則

(昭和四十七年九月二十二日規則第二十七号)

改正 平成二十七年 七月一七日

(設置の目的)

第一条 日本弁護士連合会の人権擁護委員会の人権擁護活動資金に充てるため、人権特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金の会計は、特別会計とし、人権特別基金会計と称する。

(収入)

第二条 基金の収入は、次に掲げるとおりとする。

一 日本弁護士連合会の会員の寄附金又は拠出金

二 日本弁護士連合会の会員以外のものからの人権擁護

活動のための寄附金又は拠出金

三 前二号に掲げる金員に対する利息等の利益金

2 前項第二号の寄附金又は拠出金を受け入れる場合は、人権擁護委員会の承認を得なければならない。

(管理者)

第三条 基金は、日本弁護士連合会の会長が管理する。

(管理方法)

第四条 基金は、金融機関への預託その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

(支出)

第五条 基金の支出は次に掲げるとおりとし、人権擁護委員会の予算に不足が見込まれるときに支出することができる。

一 人権擁護委員会の再審支援活動(再審支援を行うか否かの調査を含む。)における専門家又は専門機関による鑑定、実験、検証及び意見書等の作成並びにこれらに関する専門家又は専門機関への相談(以下「専門家等による鑑定等」という。)に要する費用

二 専門家等による鑑定等に要する交通費及び宿泊費

三 前二号に掲げるもののほか、特別の必要が認められる費用

(支出の手続)

第六条 会長は、基金の支出の可否について、あらかじめ、人権擁護委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、会長は、人権擁護委員会の意見を尊重するものとする。

3 会長は、基金から支出をするときは、経理委員会の承

認を得なければならない。

附 則

この規則は、昭和四十七年九月二十二日から施行する。

附 則（平成二七年七月一七日改正）

第一条、第二条、第五条及び第六条の改正規定は、平成二十七年七月十七日から施行する。